

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (6月7日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	6
議案第17号の上程、説明	7
議案第18号の上程、説明	7
議案第19号の上程、説明	8
議案第20号の上程、説明	9
報告第1号の上程、報告	10
報告第2号の上程、報告	10
報告第3号の上程、報告	10
報告第4号の上程、報告	11
散会の宣告	11

第 2 号 (6月8日)

開議、散会の日時	13
出席議員	13
欠席議員	13
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	13
事務局出席者	13
議事日程	14
開議の宣告	15
一般質問	15
新城 一 智 議員	15
東 武 久 議員	21

平 良 英 勝 議員	22
平 良 嗣 男 議員	22
議案第17号の質疑、委員会付託	25
議案第18号の質疑、委員会付託	25
議案第19号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	25
議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	27
諸般の報告	28
休会について	28
散会の宣告	28

第 3 号 (6月10日)

開議、閉会の日時	29
出席議員	29
欠席議員	29
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	29
事務局出席者	29
議事日程	30
開議の宣告	31
議案第17号及び議案第18号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	31
議案第19号及び議案第20号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	33
陳情第9号、陳情第11号、陳情第12号及び陳情第13号の一括上程、委員長報告、質疑、 討論、採決	34
意見案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	37
意見案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	39
意見案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	41
決議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	42
議員派遣の件	44
閉会の宣告	45
署名議員	45

平成22年第5回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成22年6月7日
会期4日間
閉会 平成22年6月10日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
6月7日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明
6月8日	火	本会議	午前10時	一般質問 議案第17号及び第18号質疑・総務常任委員会付託 議案第19号及び第20号質疑・予算審査特別委員会付託
6月9日	水	委員会	午前10時	議案第19号及び第20号予算審査特別委員会 (説明～採決)
			午後1時	議案第17号及び第18号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第9号及び第11号～第13号総務常任委員会 (検討～採決)
6月10日	木	本会議	午前10時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決、意見案等の処理 (閉会)

会期日数 4日間 本会議日数 3日間 委員会日数 1日間 休会日数 0日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
9	平成22年3月16日	子宮頸がん予防ワクチン接種の 公費助成を求める陳情	新日本婦人の会 沖縄県本部 会長 前田英美子	総務常任委員会
11	平成22年5月26日	消費税によらない最低保障年金 制度の実現を求める陳情書	全日本年金者組合 沖縄県本部執行委員長 吉田務	総務常任委員会
12	平成22年5月31日	「第13回・大宜味村農業委員 会・委員の選挙」が、法律を無 視する非常に重大な問題に発展 しているについて、百条調査委 員会を、村議会に設置する事を 強く要請する	比嘉信忠 儀保 昇	総務常任委員会
13	平成22年6月1日	子宮頸がん予防及び早期発見の 施策推進を求める陳情	沖縄県女性特有のガン 検診を推進する会 代表 上江洲ひでみ	総務常任委員会

平成22年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成22年6月7日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成22年6月7日 午前10時00分)

散 会 (平成22年6月7日 午前10時27分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	宮 城 武
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	具志堅 朝 秀
3 番議員	友 寄 景 光	8 番議員	平 良 英 勝
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	金 城 勇	10 番議員	宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	シークワサー 振 興 室 長	宮 城 博 俊
副 村 長	宮 城 重 徳	建設環境課長	山 城 均
総 務 課 長	島 袋 幸 俊	会 計 課 長	山 城 文 子
財 務 課 長	神 里 富 松	教 育 長	平 良 宏
住民福祉課長	大 城 武	教 育 課 長	友 寄 景 善
企画観光課長	島 袋 一 道	農 業 委 員 会 事 務 局 長	新 城 寛
産業振興課長	新 城 寛	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	島 袋 幸 俊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議案 第17号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
6	議案 第18号	大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
7	議案 第19号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明
8	議案 第20号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	提案説明
9	報告 第1号	繰越明許費繰越計算書について	報告
10	報告 第2号	繰越明許費繰越計算書について	報告
11	報告 第3号	繰越明許費繰越計算書について	報告
12	報告 第4号	平成22年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について	報告

◎開会及び開議の宣告

○ 議長（宮城功光） おはようございます。ただいまから平成22年第5回大宜味村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（宮城功光） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番 新城一智議員及び3番 友寄景光議員を指名します。

◎会期の決定

○ 議長（宮城功光） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月10日までの4日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月10日までの4日間に決定しました。

◎諸般の報告

○ 議長（宮城功光） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に会議等について報告いたします。

お手元に配りましたとおり、3月13日、大宜味中学校卒業式から、5月19日、「人権の花」運動における苗の植えつけ式まで配りました報告書のとおりでありますけれども、特に御報告として、きのうの国頭地区中学校球技大会において、大宜味中学校男子のバスケットが優勝したとのうれしい報告がありました。おめでとうございます。それから職員を初め、議員諸氏並びに村民について強くお願いを申したいことがございます。去年は、村長を初め、各区長が頑張りまして飲酒運転撲滅ののぼり旗リレーを行ってきまして大変効果が上がり、10月の1人の検挙のみで去年は飲酒運転撲滅、根絶運動が展開されました。残念ながら今年に入って沖縄県内においても交通死亡事故や飲酒運転が全国ワーストワンという大変悪い結果となっているところでもあります。本村においても2月から既に4名の飲酒運転検挙が行われておりまして、憂慮すべき事態になっていると考えます。どうか本村民から飲酒運転で検挙される

ことのないように、しっかりと模範を示していただきたいと思います。

以上、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○ 議長（宮城功光） 日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告申し出がありました。これを許します。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） おはようございます。行政報告の前に、先ほど議長からありました。きのう、土日の中体連の球技大会において、見事大宜味中学校の男子バスケットが優勝したというのを聞き、大変うれしく思っておりますし、県大会においてもぜひ力を発揮していただきたいというふうに、皆さんとともに喜びたいと思います。

それでは平成22年第5回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全員おそろいの中で開会できますことを皆さんとともに喜ぶと同時に、感謝を申し上げたいと思います。

平成22年3月の行政報告から行いますが、第4回はまなす杯全国中学校空手道選抜大会優勝報告をいたしますが、3月27日から29日に、北海道西広島市総合体育館で開催されました第4回はまなす杯全国中学校空手道選抜大会、1年生の型の部で、大宜味中学校1年の山川華蓮さんが決勝まで順調に勝ち進み、決勝の相手、大阪府の選手を大差で下して優勝の栄冠を勝ち得ています。その報告にお母さんと中学校の先生とともに、本人がここに見え、華蓮さんは自信に満ち、本当に笑顔で大会の様子を語ってくださいました。おめでとうでございます。なお、その他、3月の事柄につきましては、添付してございますので、御参照いただければ幸いに存じます。

4月に入りまして、大変御協力いただきました4・25県民大会でございますが、米軍普天間飛行場早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、県外・国外移設を求める県民大会は、県内外から9万人余の参加のもと、読谷村運動公園広場において開催されました。本村では、各種団体に呼びかけいたしまして4月14日に村実行委員会を設立して、バス3台を準備する等の取り組みをしたこともございまして、村議会での、また全会一致での意見書の決議などもあり、個人的な参加も含め、200人近い村民の参加がありましたことを報告いたします。しかし沖縄県民の願いとは別の方向に進むことは大変残念であり、危機感を持っているところでございます。なお、その他のことにつきましては、資料をとして添付してございますので、御参照いただければ幸いに存じます。

それから5月でございますが、平成22年度の住民説明会を行いました。平成22年度の各課の主要事業等を村民に説明すると同時に、対話の中から健康長寿のいきいき輝く文化の村の実現に向け、100名余の村民が参加し実施されました。村民のシーカーサー事業についての質問や施策実施についての建設的な御意見と御説明方法等について意見が多く出され、今後の村づくりに生かしていきたいと考えております。なお、その他の事柄につきましては、資料をとして添付してございますので御参照いただければと思います。

それから平成21年度の入札結果の報告等を添付してございますので、御参照いただければと思います。

以上で報告を終わります。

○ 議長（宮城功光） これで行政報告を終わります。

◎議案第17号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第5 議案第17号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第17号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

平成22年6月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

職員の給与から控除できる範囲を整理する必要があり、本案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

- 議長（宮城功光） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

- 総務課長（島袋幸俊） それでは第17号の概要を説明していきたいと思います。

地方公務員法で職員の給与は、法律または条例により特に認められた場合を除き、通貨で直接職員にその全額を支払わなければならないと規定されております。控除できる範囲を今回整理するため、第19条各号を改正しております。

附則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するとしています。

以上です。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第18号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第6 議案第18号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第18号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成22年6月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

育児休業法、地方公務員の育児休業法等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、条例改正する必要があり、本案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

- 議長（宮城功光） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

- 総務課長（島袋幸俊） では第18号の概要を説明していきたいと思います。

公務員の育児休業等に関する法律、その他の法律が一部改正されたことに伴いの条例改正です。少子化対策の観点から課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるなど、男女ともに子育て等をしながら、働き続ける雇用環境の整備のための改正となっております。

第2条、第9条及び第17条の改正は、配偶者が育児休業している場合であっても育児休業等の取得及び育児短時間勤務また部分休業の取得を可能にしています。

第2条の2は、出産8週間以内に父親である職員が育児休業を取得した場合、また再度育児休業等の取得を可能にしています。

附則で、平成22年6月30日から施行するというで施行期日を設けていますが、また2項のほうで経過措置を設けております。

以上、説明を終わります。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第19号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第7 議案第19号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第19号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）

平成22年度大宜味村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,055万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億626万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年6月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは議案第19号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

今回の予算の補正は、長寿命化修繕計画策定事業とか、風景づくりの推進事業とか、コミュニティ助成事業、あるいは人事異動に伴う人件費の組み替えが主でございます。1,055万8,000円の増額補正となっております。それでは主な款で御説明したいと思います。予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入の概要でございますけれども、13款国庫支出金、補助金988万4,000円の増となっております。これは先ほど申し上げましたように、これは橋梁の長寿命化修繕計画策定事業が入っております。そして風景づくりの推進事業がございます。主な歳入はこれでございます。

歳出の主な概要でございます。2ページをお開きいただきたいと思っております。

2 款総務費1,278万6,000円の増でございますけれども、主に総務費1,137万4,000円の増となっております。その主なものといたしまして、企画費の風景づくりの推進事業438万3,000円、コミュニティ助成事業の251万5,000円となっております。

それから7 款商工費210万円の減となっておりますが、これは主に商工観光PR 事業補助金210万円の減となっております。

それから8 款土木費1,445万2,000円の増となっておりますが、これは主に道路維持費の委託料910万円の増となっております。

それからページを開いていただきまして、14 款予備費1,696万1,000円の減となっております。

以上、歳入歳出の概要でございますが、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第20号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第8 議案第20号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第20号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,866万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年6月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第20号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の概要を御説明いたしたいと思ひます。

今回の予算の補正は、人事異動に伴う人件費の組み替えが主でございますが、100万円の増額補正となっております。予算書の1 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入についてでございますが、5 款繰越金として100万円の増がございました。

それでは歳出の概要でございますが、次のページをお開きいただきたいと思います。

第1 款の簡易水道総務費43万3,000円の増となっておりますが、これは人件費の増でございます。

そして残り14 款予備費で56万7,000円の増となって、それで対応しております。

以上でございますが、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思ひますので、

よろしくお願ひします。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎報告第1号の上程、報告

- 議長（宮城功光） 日程第9 報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。
報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

平成21年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告をする。

平成22年6月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、資料として別紙に添付してございますので、お目通しいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

- 議長（宮城功光） これで報告を終わります。
-

◎報告第2号の上程、報告

- 議長（宮城功光） 日程第10 報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。
報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告をする。

平成22年6月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、別紙に添付してございますので、お目通しいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

- 議長（宮城功光） これで報告第2号の報告を終わります。
-

◎報告第3号の上程、報告

- 議長（宮城功光） 日程第11 報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。
報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告をする。

平成22年6月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、別紙に添付してございますので、お目通しいただきたいと思ひます。

- 議長（宮城功光） これで報告第3号についての報告を終わります。
-

◎報告第4号の上程、報告

- 議長（宮城功光） 日程第12 報告第4号 平成22年度沖繩県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 報告第4号 平成22年度沖繩県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成22年度沖繩県町村土地開発公社事業計画計画及び予算を別紙のとおり報告します。

平成22年6月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、事業計画書等を別冊に添付してございますので、よろしくお目通しいただきたいと思ひます。
以上です。

- 議長（宮城功光） これで報告第4号の報告を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（宮城功光） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

（午前10時27分）

平成22年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成22年6月8日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成22年6月8日 午前10時00分)

散 会 (平成22年6月8日 午前11時22分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	宮 城 武
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	具志堅 朝 秀
3 番議員	友 寄 景 光	8 番議員	平 良 英 勝
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	金 城 勇	10 番議員	宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	シークワサー 振 興 室 長	宮 城 博 俊
副 村 長	宮 城 重 徳	建設環境課長	山 城 均
総 務 課 長	島 袋 幸 俊	会 計 課 長	山 城 文 子
財 務 課 長	神 里 富 松	教 育 長	平 良 宏
住民福祉課長	大 城 武	教 育 課 長	友 寄 景 善
企画観光課長	島 袋 一 道	農 業 委 員 会 事 務 局 長	新 城 寛
産業振興課長	新 城 寛	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	島 袋 幸 俊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第2号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		一般質問	
2	議案第17号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
3	議案第18号	大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
4	議案第19号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	質疑委員会付託
5	議案第20号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	質疑委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（宮城功光） 日程第1 一般質問を行います。
-

◇ 新 城 一 智 議 員

- 議長（宮城功光） 通告順により、発言を許します。

特産品加工施設について、新城一智議員。2番 新城一智議員。

- 2番（新城一智） おはようございます。では一般質問をさせていただきます。

特産品加工施設、シークワサー加工施設ですね、それについてお伺いします。

指定管理者の合同会社大宜味シークワサー振興組合の撤退によって、昨年同様に今年も操業が危ぶまれています。このことについて村当局としてどのような責任を感じておられるのか。また今後、早急に対応しなくてはいけないと思いますが、どのような取り組みや対策を行っていくのかお伺いいたします。

- 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の特産品加工施設についての御質問にお答えをいたします。

まず大変皆さん方に御心配をかけていることについて先に申し上げたいと思います。加工施設の運営につきましては、先ほど御指摘がありましたような状況でございますが、議員を初め、生産者及び村民の皆様には多大な不安や御心配をおかけしていることにいたしましては、心を痛めているところであり、深くおわびを申し上げます。議員御指摘のように、指定管理者でありました合同会社大宜味シークワサー振興組合より販売環境の悪化等の理由により、加工施設の管理に関する協定書の解除の申し出がありました。現在、その後の取り組みといたしまして、再公募をしていくという方向で検討しているところであります。村としての基本的な募集要項として、募集対象を村内の事業者に特定していたものを県内に事業所のある事業者に対象を拡大して募集する方針で検討しているところであります。今までの加工施設運営の経過を踏まえ、村のシークワサー振興計画に合致した指定管理者の選定に努めていきたいと思っております。今後もこれまでの経験を生かしてといたしますか、危機感を持ちながら長期的展望に立った需要と生産のバランスのとれた生産計画のもとで、安定的に集出荷ができるように検討してまいりたいと思っております。

- 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

- 2番（新城一智） 今、村長からも答弁がありましたけれども、この問題は過去いろいろ一般質問でも取り上げられた件数については、常に議員含めて村民の関心が高い件でありまして、もうあと3カ月もすれば青切りの出荷から加工用、また青果用と、どんどん時は過ぎていくわけですから、今の現状でこういう状況があるということは、シークワサー加工施設では100トンという数量が限定されたと

ころもあるんですけれども、全体的な生産量も3,000トンに達するということでありますので、これについてこの加工施設だけで考えると今後の運営、県内の業者を含めて募集するということでありましたけれども、シークワサーの農家を含めて、今後の大宜味村のシークワサーに与える影響というのはすごく大きいと思っています。これまでも裁判、また機器の導入など、いろんな形で財政も投入されておりますし、これがこのまま本当にずるずるいくことは、村民にとって多大な迷惑をかける、それと不利益を与えているということにつながって、現状いると思います。この責任をはっきりとっていただかないといけないと思います。これは政策的にシークワサーの里というキーワードもあります。これに基づいての考え方もあるでしょうし、またこの施設は補助をもらってつくっていますので、事務局との補助金返還など、懸念される材料が幾つもあるというところですので、今後、この件について、村長をもちろん筆頭に頑張りたいと思うんですけれども、担当課も過去の経緯を熟知している方が今回人事異動で新たなシークワサー振興室長にかわっていますので、これまでも副村長あたりが中心になってこの問題に取り組んでいます。今後、この問題をどういう形で、村としてだれが中心になって、だれが窓口になってどう進めてくか。それと前、和解の案件のときに討論でも言ったように、この問題は村当局の頭だけで考えられる問題ではありません。農家、あるいはJ A、民間の業者、議会も含めて徹底的な議論が必要だと思います。こういうテーブルをつくっていただけるのかどうか。これも早急にやらないとこの問題は今年を逃すと来年も同じような堂々めぐりで起こる可能性もありますし、この辺のはっきりした答弁を村から求めたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の御質問について幾つかお答えを申し上げます。

まずこの経過は、現在のような状況になったことについては大変申しわけなく思っておりますし、それをどう改善していくかということで、今、村としては庁内での会議を持ちながら検討を進めているところでございまして、さっき申し上げたようなことで新たな再構築といいますか、再募集をかけて、新たな方向で進めていきたいということで、これまでの総括といいますか、課題をしっかりとめていこうということを担当室に指示をしているところで、今それをまとめているというか、検討しているところでございます。その窓口ということでございますが、やはり振興室を中心にしながら、その対策を庁内全体の問題として、庁議等でしっかり議論をしていくと考えておりまして、今、方針を申し上げました再募集等のことについても、庁議等を通して確認をしているところでございます。そして先ほどありました庁議会みたいなテーブルということでございます。これは早急に必要だということで、今、これからどうするかということをしっかり検討するというのは、これは非常に重要な課題になっておりますので、御指摘のことをしっかり反映していきたい、生かしていきたいと思って、これも悠長にしておれない。危機感を持って、今度の操業の目安に取り組まなければいけないということを思っておりますので、そこのところに向けて早急にそういう組織づくりみたいなことをやっていきたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） これは本当に危機感を持って対応しないとイケない案件です。今、村長からも庁議でのテーブルということがありましたけれども、これを本当に、村民との協働も施政方針の中でもうたっているわけですから、この1件だけにかかわることじゃなくて、こういう問題があるということは、その根底にどの問題についてもこういうことが、状況、みんなとのコミュニケーションとか、そう

いう情報交換、それと議論する場所が格段に少ないというか、村民に政策説明会も1回で終わる。時間もそんなにとらないということからすると、本当にこういう大きな問題を議論するつもりがあるのかということも疑ってしまうところもあります。そういうことも含めて、今後、徹底的に議論する場所をつくっていただきたいという、この答弁をもらうのと。あと丁寧に大宜味シークワサー振興組合のほうから加工施設の協定に関する理由書ということで、各議員に配送されています。この中でも村の対応がおくれたことということの中で、当然民間に指定管理ということで指定管理をしているわけですから、資金援助という資金の支援については、これはそぐわないと私も思っております。ただ、その中で他社からの資本参加もそぐわないという判断を村から受けたということもこの中で読み取れるわけです。やっぱり任せたわけですから、資本参加は経営自体はこの組合に任されているわけですから、そういうところまでなぜそういうことが起こったのかとか、あとある役員の方と電話でお話させていただきましたけれども、村の肝入りで設立したんだということも、そうはつきり申し受けました。そうなる今後発生し得る賃貸料の問題とか、当然今、各役員は借金抱えているわけですから、これ以上借金して村に賃貸料が払えるのかという懸念もあります。この資金提供の問題を1点聞きたいのと、テーブルの問題。それとあと総合事務局が一番懸念されるところでもありますので、その辺の兼ね合いはどうなっているのか。もし詳しいこと、今述べられる範囲でいいですから、教えていただきたいと思っております。以上、3点お願いします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） 先ほどもございました議論をする場、テーブルをということで、これは総合的な部分の提起も今ございましたが、個別の対応ということもございます。その個別はその時期、そのときによって発生することも考えられますので、そここのところはそれの対象、関係者をしっかり吟味しながら、そういう場はつくらなければいけないと。それで去年1回は、裁判関係の話で端的にやったことがありましたけれども、そういうことを村民に資料提供という、情報提供ということも含めて、そして村民の皆さんからの御意見、該当者の皆さん方の御意見を収集してこれを反映していくということは非常に大事なことだと思っておりますので、それは十分検討していきたいと思っております。その他のことについて副村長のほうから説明させます。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それではひとつの要望書の中にあつたという、資金提供の件についてちょっと簡単にかいつまんでお話ししますが、資金の参加云々については、これは法人ですので役場が関与するものではございません。できるできないの問題。多分、その点はここに伝えられているという点については、昨年の暮れに加工場の再開に当たって、流通する中で、1つは一番欠陥となっているのは、試験室がないと。その試験室を含めて、製品ができたものの流通についてどうするかということが話がございました。それで石垣市のある事業者が試験器具も提供したいと、そしてそこに一応、製品の委託加工も全面的にやってもいいという話があつたということで、それについてあわせて八重山の業者については人も送って、事務室もここでさせてくださいという話がありましたので資金参加云々は役場が言えないけれども、ただ先ほど話がありましたように、これは前回にも指摘されましたが、補助金の運営要綱がございますので、全面的に人と物と事務所、ここで全面的に委託されますと、また目的外使用の問題が派生するので一応総合事務局の見解もこの点については調整してまいりました。それで私たちは資

金提供の問題は云々を言わないけれども、話としては目的外使用に当たらないように対応してくださいと、そういうふうに明確に指示したところがございます。そして総合事務局ともそういう調整しております。補助金の還付のものについては、前回の指摘事項については、一応まだ会計検査員から総合事務局にまだ結論は出ておりませんが、目的外使用の件については。それについては私たちは継続、この加工施設は継続していきますのでということで調整しております、早いうちにまた稼働する、再開について総合事務局と打ち合わせをしております。そして再開した中で新たな事業体が出た場合は事業変更届という調整が必要になりますので、そういう意味でも早い時期に再公募をして指定管理者の決定にやっていきたいということで、総合事務局とそういう調整をしているところでございます。

○ 議長（宮城功光） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 議長ありがとうございます。今、副村長からもいろいろ説明がありましたけれども、本当にこれ真剣にやってもらわないと、村民の納得いく形でやってもらわないと、これは議会としてもこれ以上に悪化することがあれば責任はどこにあるのかということを追及せざるを得なくなってくるわけです。これだけのお金をつぎ込んで、シークワサーの振興は今始まったことではないんですよ。過去、根路銘村長時代からずっと継続していろんな方々が携わりながらやってきたことですので、こういう形で不安、不満を与えたり、生産意欲をなくしたり、そういう村民に与える影響を回避するためにも本当に真剣にやっていただきたいと思います。これはもし当局が真剣にやる姿勢が見えなかった場合には、やっぱりこれは議員としても何らかの形で責任の追及をしないといけない場所がつけられるということを村に忠告をしておきたいと思います。その点についてもう一度、村長から強い意気込みを聞いて終わります。ありがとうございました。

（島袋義久村長 登壇）

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま大変厳しいといいますが、御指摘がございましたことについては、これはその危機感を持ちながら我々も非常にそういうことを心配をしているところでありまして、逆戻りはできないよということで、少なくとも前進させる、その実現に向けてやらなければいけないんだということはお互い庁内でもみんな思っているところでございますので、今まで大事な部分は先ほど指摘がありました協議を、あるいは意見を収集する、そういう場をどうつくっていくのかということに前進の大きなかぎがあるのかという思いがありますので、ただいま御指摘のようなことは、ぜひこの操業に向けてしっかりと取り組んでいきたいということを申し上げておきます。

○ 議長（宮城功光） これで特産品加工施設についての質問を終わります。

次に道の駅について、新城一智議員。2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では続いて道の駅について質問させていただきます。

最近、皆さんも見てわかるとおり、道の駅の活気というものが異常な勢いでなくなってきていると危惧しています。その道の駅は大宜味村の情報の発信の拠点としてとても重要な役割を果たしているところと私は認識しています。このことについて村当局はどのように考えているのか、また指定管理者制度に移行して、まだ道の駅は指定管理の公募がなされていないわけですが、その公募を行う考えがあるのかどうか、その辺をまずお伺いをしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ **村長(島袋義久)** ただいまの道の駅についての新城一智議員の御質問にお答えしますが、御指摘のとおり道の駅は、大宜味村の情報の発信拠点としてとても重要なところでございます。議員の御指摘、あるいは認識のとおり、村としても情報発信拠点として重要な位置だと考えているところでありますが、議員御指摘の活気がないということについては、これは4月より1階部分の一部売店が閉店し本日まで新規店舗の募集をかけていない。そのため非常に寂しい感じがあるのはこれは事実であります。なお、道の駅は公の施設となっていることから、その運営については村民の福祉を増進する目的を持って、その利用をするために設置されておりますので、現在、村直営で運営されており、運営は非常に厳しく限界なことから今後抜本的な改善が必要だということは考えております。それに向けてその抜本的な対策ということに向けてこの改善にしっかり努力をしていきたいと、努めていきたいということで、現在、その道を模索しているという部分もでございます。指定管理者のことについての御指摘でございますが、指定管理者の公募を行うという考えがあるかということは、抜本的な改善とさっき申し上げたことから、その必要なことから指定管理者制度を基本に考えて、よりよいそのほかにも大宜味村に合ったような運営方法がないのか、それも収集しながら考えていきたいと思っております。指定管理者を1つ基本に据えているということをおし上げております。

○ **議長(宮城功光)** 2番 新城一智議員。

○ **2番(新城一智)** 村長からの抜本的に見直しをするということの答弁をいただきましたけれども、これは農村活性化センターの設置及び管理条例の第3条の中においては、活性化センターは常に良好な状態において管理しという、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならないと書かれているわけです。この良好な状態において管理しということは、施設の管理も含めてになる、全体的なとらえ方もできるわけです。条例の中ではそううたっているわけです。特に通行する方々、目的で行く方々はそうではないと思いますけれども、やっぱり農業青年同志会が4月で撤退して、下が閑散としているのも含めて人の出入りも少なく感じると、活気あるところは、人がわさわさしているところは物珍しくて入ろうという気にもなると思うんですけれども、そういうところにはなかなか足を運びにくい。そのために現在、下で売店をやっている方々も、人がこれだけ入ってこないということは、商品が動かないということにもつながってきますし、だんだん経営的にも苦しくなってきた、結局撤退せざるを得ない状況に追い込まれる可能性もあります。そういう中で、58号線に面して一番目立つところでもありますし、大宜味村のいわゆる顔としても、人と人との交流もありますし、都市と農村を結ぶ交流の場所ということももうたっていますので、この辺もう少しシークワサーの加工施設と同様に重要なところでもありますし、常に見られている、常に見えるところにあるわけですから、今、道の駅は駐車場が手狭というところもあって、観光バスが2台とまるといっばいということとか、改善しないといけない部分もあるんですが、今後、この道の駅のあり方について、もう一度しっかり考える必要があると。活性化センターとは別の意味で、例えば埋立地に大々的に駐車場の広い場所を使って移すとか、またこの活性化センターはまた別の目的で使用するとか、いろんな意味の模索が必要になってくると思います。この点について、管理運営検討委員会というのがありますが、そういう運営委員会の中でもしっかりと議論をしないといけないと思うんですが、これまで管理運営検討委員会はどれぐらいの頻度で持たれていて、どういう内容で具体的に委員会の中身というか、審議というか、議題になって開催されているのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 新城議員からありました運営委員会については、まず空き店舗等があった場合にそれをどういう方向で持っていくかについて運営委員会で話をされています。実際、今のところ年1回あるかないかという形で行われておりまして、その点について我々はまず、今年4月1日から1階部分の店舗が閉店したということで、まず産業振興課の中で議論を深めて、その後、問題点を幾つか挙げてその運営委員会に諮りたいと。現在、その準備をしているところです。4月の段階でぎりぎりわからなかったんですが、すぐ募集をかけて店舗が同じようにまた空き店舗になったら困るという話の中で今回運営委員会をやる前に、まず課でいろんな疑問等を出して運営委員会にかけていきたいと。運営委員会も議員がおっしゃるように条例の中にあります。運営委員会の皆さんだけの意見ではなく、また広く意見を聴取しながらその運営委員会に意見もかけながら今後検討をしていきたいと。村長からもありましたように指定管理者制度を基本に置いて考えたいと。その中からもしかして大宜味村に合った運営方法があるのであれば、そこも意見を聞きながらやっていきたいと考えています。昨年、10周年を迎え、今年から新たに11年目に入る道の駅でありますけれども、経済事情等の問題もありまして、なかなか集客が伸びないのが現状です。そこら辺も考えながら今後運営委員会を中心に話し合いを持って報告できたらと考えております。先ほど駐車場等の狭い部分もあるという話の中で、以前にもこういう問題点が二、三ありまして、国道事務所との協議とか、あと埋立地の利用度、そこら辺も考えながらやっていきたいと。あとは去年、観光基本計画もできておりますし、観光関係のメンバーとの話し合いの中から利用していきたい。それと2階部分のアリーナについては、そこについてもそのまま置くのか、どういう運営をしていくのか今考えているところです。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 課長のほうからもいろいろありましたけれども、活性化センターという名前がついているわけですから、やっぱり活性化させる意味でいろんな利活用をしやすいような体制づくりが必要じゃないかと思っております。後ろのほうには冷蔵庫、あるいは加工施設、使わないで宝の持ち腐れになっているところもあるわけです。毎年産業まつりでシークワサー加工品をつくってもらって、賞を与えたりしている方々の賞品についても、こういうところを使ってこういうものが大宜味村では今年優秀な賞品に選ばれましたということも含めて、こういうところを活用しながら大宜味村をアピールしていくのが必要と感じ、それとその役割を果たすのが道の駅だと思っております。だからぜひこの件も、今、課内でということでありましたけれども、商売する側の思いを持ったり、儲けジブンがあるといいますか、そういう方々の意見も聞きながら道の駅の使い方を今後真剣に考えていただきたいと思えます。その辺のことを踏まえて村長から答弁をいただいて終わります。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま御指摘と活性化センターの活用といいますか、生かし方という御指摘がございました。先ほど担当課長からありましたようなことを今検討していると。特に運営委員会を中心に展開をしている。ところが先ほど議員から御指摘がありましたような、実際に利用している方々との密接なつながりといいますか、意見収集というようなものは常にやっていかなければいけない。そういうことも含めて、よりさっきのシークワサーのときと同じようになりますけれども、できるだけ幅広い方々の御意見が反映していけるように、そして先ほど駐車場の件等もございましたが、そういうことも話はいろいろありますけれども、これは運営委員会等の中でいろいろ議論をしていく中で方法を見

つけていきたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 以上で道の駅について、新城一智議員の質問を終わります。

◇ 東 武 久 議員

○ 議長（宮城功光） 次に次期村長選挙の出馬について、東 武久議員。4番 東 武久議員。

○ 4番（東 武久） この件につきましては、去る12月定例会でもお伺いをいたしました。

大宜味村の第4次総合計画、いよいよ後期に入っております。それに基づくもろもろの事業は現在進行しております。一番大きなものが公有水面の埋立事業、着々とインフラ整備も進みまして、これから本当に大宜味村の中心地区を形成していく中での事業が佳境に入っていくものだと思います。それと近々、大保ダムが供用開始をされることだと思います。それに伴う長寿と癒しの森の整備計画、観光産業の育成、それと近年、これも非常に大事なことではあるだろうと思いますが、役場の世代交代に伴う職員の若返り、その質の向上、あるいは育成、たくさんの課題が山積していると思います。産業の振興、教育の問題、福祉の向上、たくさんの村政の課題が山積しておりますが、これらの諸問題に対処すべく村民の各階層の皆から、ぜひ次も島袋義久村長にやってもらって、それらの事業のめどをつけてもらいたいという希望がたくさんあります。そこで次の村長選挙につきまして、村民の先頭に立って、これらの諸問題の解決に向けて頑張っていく決意のほどをお伺いしたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいま東議員の次期村長選挙の出馬についての御質問にお答えいたします。

今、御指摘のとおり、去る12月の議会だったと思いますが、そのときもございました。その前にも他の議員からもございまして、昨年出馬についての2回の質問を受けております。当時の私としては、当面の諸問題に向けて全力を傾注していくんだと。そして今、取り組むべき課題に集中して、努力をしてしっかり取り組んでいきたいという思いで村長選挙のことは考えていなかったことを申し述べてまいりました。私は2期村政を負託され、その間、埋立工事の完了、埋立地の村道、簡易水道、それから下水道のインフラ整備、間もなく建設される村立診療所、村営住宅建設の準備、宅地分譲地の区画整理事業、特産品シークワサーの販売促進キャンペーン等、特産物大宜味ブランド形成、健康保養・環境保全型観光の推進や他市町村に先駆けての行財政改革の推進、人材育成等の推進、新エネルギービジョンの策定と豊かな地域づくりの新しい基盤整備として、ブロードバンドの整備等、多くの事業を実現させてまいりましたが、そのことは議会議員の皆さんを初め、村民の皆さん方の御理解と多大なる御協力が得られたからであります。そのことにつきましても深く感謝を申し上げます。役場におきましても村民の福祉の向上に日々頑張っており、努力している職員がしっかりと業務を行っていることを目の当たりにして、日々折々に私は意を強くしてまいりました。今後とも、先ほど御指摘のありました結の浜、あるいは役場職員の資質の向上等に向けた取り組み等の課題が山積をしておりますので、その山積する課題に全職員一丸となつてともに取り組み、村民が安心して暮らせる村づくりが継続していけるように次期村長選挙の出馬を前向きに考えていきたいと今の心境であります。

○ 議長（宮城功光） 4番 東 武久議員。

○ 4番（東 武久） 村民の皆さん方も期待をしておりますので、ぜひ村民の先頭に立って頑張ってくことを希望いたしまして、私の質問を終わります。

○ 議長（宮城功光） これで東 武久議員の質問を終わります。

◇ 平 良 英 勝 議員

○ 議長（宮城功光） 次に村長選挙について、平良英勝議員。8番 平良英勝議員。

○ 8番（平良英勝） ただいま東 武久議員からも一般質問で村長選挙についてありましたが、私の質問も重複しておりますが、ただいまの東議員の質問に対して、村長は前向きに検討するという返事がありました。ここで進退ですね、出馬する、しない、これをはっきりしてもらいたと思います。村長、率直な御答弁をよろしくをお願いします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良英勝議員が村長選挙についてはっきりここで決意を述べろということでしたが、その前に少し、先ほど課題という、東議員の質問に答えたようなことで進めていきたいと思いますが、これからの課題として少しさきの質問と関連してお答えしておきますが、今、先に解決していかなければいけないような課題がいっぱいございまして、シークワサーの課題も含めまして定住の対策、過疎対策、景気対策、産業振興、あるいは社会保障、子育て支援、複式学級開所、人材育成教育など、継続していかなければいけない重要な施策が数多く残っております。これらもしっかり頑張って前進させていきたいということで、今のことも激励の言葉かと感じて受けとめております。また周囲からも頑張れ、頑張れという激励もございます。私は村民の福祉のために全職員がさっき申し上げましたように、ともに一丸となって取り組み、混沌とした社会情勢の中にあっても村民の不安をできるだけ解消し、安心して住み続けることができる大宜味村実現を目指して、先ほどありましたそういった実現していくことの強い意志を示しまして、次期村長選挙の出馬について前向きと言いましたが、議員御指摘のように御理解いただいても結構でございます。

○ 議長（宮城功光） 8番 平良英勝議員。

○ 8番（平良英勝） 答弁の中に前向きということですが、出馬するということで理解してよろしいでしょうか。私はそう解釈したいと思います。いろいろと過去2期、村長にはいろんな問題も解決してもらいましたが、またこの4年も、先ほど東議員からもありましたとおり長寿と癒しの森の構想計画、埋め立ても今からいろいろと計画なされていくと思いますので、この面もいろいろとやりたいことがあるということでもありますので、出馬ということで理解してよろしいですか、村長。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） いろいろ言い方や言い回しがありますが、条件を満たしながらといいますか、環境を整えながらということになります。議員御指摘のようなことで御理解いただいても結構でございます。

○ 議長（宮城功光） 以上で平良英勝議員の質問を終わります。

◇ 平 良 嗣 男 議員

○ 議長（宮城功光） 次に道路の交通安全対策について、平良嗣男議員。9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。道路の交通安全対策についてお伺いをしたいと思います。

村内の集落内生活道路は、道路整備事業及び水源基金整備事業により整備が行われ、住民生活の向上が図られてきておりますが、安全対策については下記の件をお伺いしたいと思います。

1 点目に、大宜味区の集落は幅員の小さい道路が山手側、海岸側よりとありますが、その道路は車の通行も多く、また子供たちが自転車で遊びの場として利用されています。よってこれまで何度となく車と自転車の接触事故の危険、または高齢者の道路の横断時の危険等がありました。そのためこれからの交通事故の防止を図るために、支線道路よりの出口に車の停止線標示及び徐行標識等の設置を行い、運転手、歩行者への注意喚起を行う必要があるかと思いますが、また大宜味区だけではなく、村内の集落道路に停止線標示の設置を行う考えはないか、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

2 点目に、大宜味小学校クラブハウス裏手側の道路は、車で国道へ出る場合に、国道に植栽された街路樹に大兼久より名護向けへの通行する車が隠れ、国道への通行は危険な状況であります。よって車が集落及び学校より国道への安全な通行が行われるよう、村長は国道事務所へ交通安全の対策について要請する考えはないのかお伺いをしたいと思います。その件につきましては、私は平成19年3月にもその件をお伺いしたわけですが、その後の進展についてお伺いをしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の道路交通安全対策について、2点の質問がございますが、まとめてお答えいたします。その前に先ほどありました平成19年3月議会でも平良議員から御指摘がございましたが、それとの関連もあることだと思います。

交通安全は、日常の啓発運動とともに、施設整備も重要なものと考えております。安全、安心な村づくりから集落路等を整備してきましたが、それに伴い、車の通行量がふえ、地域住民の交通安全に不安が増していることは実感しているところであります。これまでも名護警察署や北部国道事務所へ交通安全の観点から要請を行ってきております。農協前の信号灯設置などもその一つの例であります。また村の事業によりカーブミラーの設置や注意喚起の看板設置なども行ってきましたが、今後も必要に応じ国道事務所との行政懇談会等の場で引き続き要請を行っていきたいと考えております。規制のかかる標識の設置につきましては、公安委員会との調整が必要であり、時間がかかることから注意喚起の看板設置を交通安全施策整備費等で優先順位を検討し整備をしていきます。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほど答弁ございましたが、3カ年余の間に先ほどありました農協前の信号の設置、そういうものができ、また大兼区のほうにおいては停止線等を行ってきておりますが、肝心な役場前の停止線等が、どこが線なのか、そこら辺をちゃんとやられていない。これだけの人が、出入りの多い村役場であります。そこ中に行き交う皆さん方の注意等を促す中においても停止線等の設置が必要であろうと思います。また我が部落においては、部落常会において、3カ年前にやったことがどうなっているのかということが言われています。公安委員会の許可を得ながら設置をしなければいけないという、大変時間的にかかるようなものがあるかと思うんですが、しかしながら村としての交通安全の喚起を促すためにはどのような方法で行うかということも考える必要があるかと思うわけでありまして。必ずしも公安委員会に要請して、それが来るまでのことをやるんじゃないし、村の予算でできるものが何かあるかと、そういうことも交通安全の啓蒙を図る中においても必要じゃないかと思うわけでありまして。そこら辺をどのように考えているか後でお伺いしたいと思います。先ほど言ったように役場と農

協前、そして農協前から役場に上がる皆さん。そして国道から大宜味の部落内を通る旧国道を通過して役場に行く皆さん。そういう皆さん方がたくさんおります。特に役場の職員等も最近は大変多くその線を使っているわけです。学校もありますし、そこら辺は十分に注意しながら運転手はマナーを守りながら行っていると思いますが、事故というのはどういうときに起こるかわからないわけですから、そこら辺をみんなで気をつけて行う中においても、車を持つ人、また通行する皆さん方も、そこには交通安全の停止線やまたは道路標識等が必要じゃないかと思うわけでありまして。そこら辺を公安委員会へ皆さん方が要請しているのであれば、要請したものがいつできるのか、そこら辺もお伺いしたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） ただいまの平良嗣男議員の質問にお答えしていきたいと思っております。

まず役場の前の優先道路ですね、そのあたりは非常に幅員の違いとかでわかりづらい点はあるんですが、そのあたりを含めて村全体の停止線の箇所とかを調査して、先ほど村長の答弁にありました村の事業費を使って早目に調査を入れて、積極的に今年度は対処していきたいと思っております。大宜味集落のほうの停止線等も重点的にやっていきたいと思っております。例年でしたら年度末の事業費の執行なんですけど、今回は9月ごろをめぐりに各区に調査も入れながら進めていきたいと思っております。公安委員会との話なんですけど、先ほど村長の答弁にありましたとおり、公安委員会に諮っていたら時間がかかりますから、村の事業でできるもの、規制の標識じゃなくて、注意喚起の看板等を積極的にやっていきたいと思っております。

クラブハウスの裏手の道路なんですけど、前、名護警察署のほうに平良議員のほうから平成19年の一般質問を受けた後、相談に行っています。そのときに一方通行という規制がかかりますので、公安委員会の申請が必要なんですということと、この道路を利用する皆さんの合意がなければ難しいですという回答をもらっております。一方通行をすることによって安全性は図れると思うんですけど、また逆の利用する側からすればもしかしたら不便を来すことがあるということで、そのあたりは使う皆さんの合意が必要ということも受けております。大宜味小学校のスクールゾーン、そのあたりも規制をかける上では住民の合意が必要ということの名護署のほうから指導されております。そういうことも含めて必要なものは公安委員会に再度要請しながら、また自前でできるものを、規制のかからない看板等ですね、そのあたりの設置を考えて進めていきたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 大変ありがとうございます。財政も大変厳しいでしょうけれども、命を大事にするということもあります。そこら辺から村の財政の中からできるものやっていく。そして公安委員会をお願いして、できるものは公安委員会にやってもらうということを今後やっていただきたいと強く要望して一般質問を終わります。大変御苦労さんでした。

○ 村長（島袋義久） これで道路の交通安全対策についての平良嗣男議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

（午前10時59分）

-
- 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時06分）

◎議案第17号の質疑、委員会付託

- 議長（宮城功光） 日程第2 議案第17号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第18号の質疑、委員会付託

- 議長（宮城功光） 日程第3 議案第18号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第19号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（宮城功光） 日程第4 議案第19号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

- 2番（新城一智） では議案第19号について質疑を行います。

まず9ページからお願いします。企画観光課関係で、2款1項5目13節、風景づくり推進事業委託金、この件についてどういう事業なのか。

もう1点、2款1項5目19節、コミュニティ助成事業補助金、この事業もどういうものか。

ページ変わりました18ページ、7款1項2目19節、細節32とありますが、観光PR事業補助金、これは助成事業不採択のためとなっていますが、どういったいきさつで不採択になったのか。この3件について答弁をお願いします。

- 議長（宮城功光） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） まずコミュニティ助成事業についてのお話ですが、これはいわゆる宝くじの普及広報の目的でコミュニティの助成事業として出されるものです。それでこれは自治総合センターが金を出すところとございまして、一般的に250万円の定額ということです。それでその内容は、展示用のパネル、それに付随するフックとか、そういったものを購入したいということです。それ

は今回は特に各公民館等での催し物とか、展示会の中で、そういったパネルが必要だということもあります。それを含めまして85ぐらいのパネル等を準備しております。

次に風景づくり推進事業のほうですが、これも国庫事業であります。それで沖縄県が中に入りまして補助であるわけですが、まず景観計画書をつくるということがあります。それで平成22年度、今年度は448万円の予算で計画をつくるための調査研究とかそういうのがあります。そして来年度は具体的に計画の素案という感じですね。その中で計画づくりの中でも、特に住民の意見聴取、合意形成等、そういったものもやらなければいけないということもあります。そして景観形成作成に向けた関係機関との協議というんですか、それは景観のほうですから、ある意味では地域の住民に協力していただいて、景観を形成していくという要素もありますので、ぜひ住民のそういった意見を大事にしないと、所期の目的が達成できないんじゃないかということでもかなりこれは重要にされております。また開発行為等のそういったこともありますので、制限とか、あるいは範囲とかそういうことがあります。それで基づいて景観計画の策定、そして将来といいますか、平成24年度には景観条例の制定も目指していきたいということで今年度は448万円の予定として、ですからそういう事業をしております。

次に不採択の件ですけれども、これは観光PRをするための予定で予算は計上しておりましたけれども、金の出所が全国的に地域活性化センターであるわけです。そこに申請をして4月1日に不採択の文書をいただいたわけですが、そういうことで向こうでの予算の配分というんですか、その枠があって、その中に大宜味村から申請されたものについては不採択だという通知だと思えます。それでその内容については、観光PRということですが、地域交流イベントということ、そういったたぐいのものを予定しておりました。具体的な動く主体はまるごとツーリズム等を含めた地域で実際具体的に観光事業をしている皆さんにお願いするという予定でございましたが、今年度は不採択ということでありました。ですけれども、またほかの事業で不採択された事業に係る事業を補っていきたいということで説明は終わりたいと思えます。以上です。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 今、3件について答弁ありましたけれども、この風景づくりの推進事業委託金について、いろんな風景をつくるということは、17カ字部落もありますし、また結の浜における今後のまちづくりの形成にもやっぱりこれは寄与していく内容の事業だと思います。風景風景といっても目に見えた形である程度の想像できる形がないと村民に説明してもイメージがわからないということもありますし、今はコンピューターもこれだけ発達してきて、CG（コンピューターグラフィック）におけるデザインとか絵、映像を含めていろんな形で村民とキャッチボールができる内容をこういう事業でぜひやってもらえたらありがたいと思えますが、その辺も含めてその事業の中にこういうものが盛り込まれているのかどうか、それを伺って終わります。

○ 議長（宮城功光） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） 先ほどありました風景の計画書の中には、本当に村民がイメージしやすいように古地図というんですか、そういったものもどんどん入れていきたいと思っております。そのためにぜひ住民への説明と同時に景観計画に住民の声がたくさん入るような仕組みをつくっていききたいと思えます。以上です。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって議案第19号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予
算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第5 議案第20号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を
議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって議案第20号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、9人の委員
で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（宮城功光） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につ
いては、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しま
した。

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

（午前11時18分）

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時21分）

◎諸般の報告

- 議長（宮城功光） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に新城一智議員、副委員長に友寄景光議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。これで諸般の報告を終わります。

◎休会について

- 議長（宮城功光） お諮りします。明日6月9日は、委員会審査のため休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

よって明日6月9日は、委員会審査のため休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

- 議長（宮城功光） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時22分)

平成22年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成22年6月10日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成22年6月10日 午前10時02分)

閉 会 (平成22年6月10日 午前10時45分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 宮 城 武

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 具志堅 朝 秀

3 番議員 友 寄 景 光

8 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 金 城 勇

10番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第17号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案第18号	大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第19号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
4	議案第20号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
5	陳情第9号	子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情	委員長報告 質疑～表決
6	陳情第11号	消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める陳情書	委員長報告 質疑～表決
7	陳情第12号	「第13回・大宜味村農業委員会・委員の選挙」が、法律を無視する非常に重大な問題に発展しているについて、百条調査委員会を、村議会に設置する事を強く要請する	委員長報告 質疑～表決
8	陳情第13号	子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める陳情	委員長報告 質疑～表決
9	意見案第5号	子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める意見書	提案説明 付託省略
10	意見案第6号	消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書	提案説明 付託省略
11	意見案第7号	東村高江地区へのヘリパット建設に反対し、北部訓練場の無条件返還を求める意見書	提案説明 付託省略
12	決議案第2号	県産品及び村産品の優先使用に関する決議	提案説明 付託省略
13		議員派遣の件	

◎開議の宣告

○ 議長（宮城功光） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

◎議案第17号及び議案第18号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第1 議案第17号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び日程第2 議案第18号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成22年6月10日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

総務常任委員会

委員長 新 城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第17号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第18号	大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました議案第17号及び議案第18号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び総務課長の出席を求め、6月9日午後1時開会時間を午前11時に繰り上げて審査をいたしました。

まず議案第17号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします。本案は、給与から控除できる範囲を整理するため、第19条の各号を改正しています。本条例の施行は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するとなっています。本案に対する質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第18号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について報告いたし

ます。本案は、公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、配偶者が育児休業をしている場合であっても、育児休業の取得及び育児短時間勤務又は部分休業の取得を可能にしています。また出産8週間以内に、父親が育児休業を取得した場合、再度育児休業の取得を可能にしています。本条例は、平成22年6月30日から施行することとなっています。本案についても質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第17号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第17号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって議案第17号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第18号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第18号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって議案第18号 大宜味村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、

委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第19号及び議案第20号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第3 議案第19号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算及び日程第4 議案第20号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の2件を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成22年6月10日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

予算審査特別委員会

委員長 新 城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第19号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第20号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致

（新城一智予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました議案第19号及び議案第20号について、予算審査特別委員会における審査の結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、6月9日午前10時から審査をいたしました。

議案第19号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算及び議案第20号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。報告といたします。よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第19号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第19号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって議案第19号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第20号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第20号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって議案第20号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第9号、陳情第11号、陳情第12号及び陳情第13号の一括上程、委員長報告、
質疑、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第5 陳情第9号、日程第6 陳情第11号、日程第7 陳情第12号及び日程第8 陳情第13号について議題といたします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成22年6月10日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

総務常任委員会

委員長 新 城 一 智

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
9	平成22年 3月16日	子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情	採 択 全会一致		地方自治法第99条の措置
11	平成22年 3月16日	消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める陳情書	採 択 全会一致		地方自治法第99条の措置
12	平成22年 5月31日	「第13回・大宜味村農業委員会・委員の選挙」が、法律を無視する非常に重大な問題に発展しているについて、百条調査委員会を、村議会に設置する事を強く要請する	不 採 択 賛成者なし		
13	平成22年 6月1日	子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める陳情	採 択 全会一致		地方自治法第99条の措置

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ **総務常任委員会委員長(新城一智)** ただいま議題となりました陳情第9号、陳情第11号、陳情第12号及び陳情第13号について、6月9日に審査をいたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第9号、陳情第11号及び陳情第13号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、陳情第12号については、賛成者なしで不採択すべきものと決定いたしました。

また陳情第9号、陳情第11号及び陳情第13号の採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するための意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告といたします。よろしくお願いいたします。

○ **議長(宮城功光)** 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第9号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(宮城功光)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第9号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第9号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情について採決いたします。
本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって陳情第9号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第11号 消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める陳情書について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第11号 消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第11号 消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める陳情書について採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって陳情第11号 消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める陳情書については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

6番、退場。

（6番 宮城 武議員 午前10時14分退場）

○ 議長（宮城功光） これから陳情第12号 「第13回・大宜味村農業委員会・委員の選挙」が、法律を無視する非常に重大な問題に発展しているについて、百条調査委員会を、村議会に設置する事を強く要請するについて、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第12号 「第13回・大宜味村農業委員会・委員の選挙」が、法律を無視する非常に重大な問題に発展しているについて、百条調査委員会を、村議会に設置する事を強く要請するについて討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第12号 「第13回・大宜味村農業委員会・委員の選挙」が、法律を無視する非常に重大な問題に発展しているについて、百条調査委員会を、村議会に設置する事を強く要請するについて採決

いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択です。本陳情に賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

○ 議長(宮城功光) 挙手なしです。

したがって陳情第12号 「第13回・大宜味村農業委員会・委員の選挙」が、法律を無視する非常に重大な問題に発展しているについて、百条調査委員会を、村議会に設置する事を強く要請するについては、不採択とすることに決定しました。

6番、入場。

(6番 宮城 武議員 午前10時16分入場)

○ 議長(宮城功光) これから陳情第13号 子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める陳情について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第13号 子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める陳情について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第13号 子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める陳情について採決いたします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって陳情第13号 子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○ 議長(宮城功光) 休憩します。

(午前10時17分)

○ 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時18分)

◎意見案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第9 全員発議により提出されました意見案第5号 子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。1番 大城佐一議員。

(1番 大城佐一議員 登壇)

○ 1番(大城佐一) 意見案第5号 子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める意見書 上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成22年6月10日

大宜味村議会議長 宮城功光 殿

提出者 大城佐一 新城一智 金城 勇 具志堅朝秀 平良英勝 東 武久 宮城 武 友寄景光

賛成者 平良嗣男

提案理由 子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求めることについて関係機関へ要請するため。

子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める意見書

子宮頸がんを予防するワクチンが日本でも認可され、接種が始まりました。

子宮頸がんは、年間約8,500人が発症し、約2,500人が命を落としています。とりわけ、20歳代後半から40歳代前半の若い女性の罹患が増加しています。子宮頸がんの原因は、HPV（ヒトパピローマウイルス）の感染によるもので、ワクチンで予防できる唯一のがんです。

HPVは性交渉で感染するため、性行動を始める前の10歳代の女性がワクチンの対象となります。注射による3回の接種で4万円～6万円の全額が自己負担となり、公的援助が不可欠です。

すでに世界では、100カ国以上でこのワクチンが使われ、先進国約30カ国で公費助成が行われています。日本でも自治体が独自の助成を開始し、日本産婦人科学会や日本小児学会も、11～14歳の女子に公費負担で接種するよう求めています。

また、早期発見のため、受診率向上に大きな成果がみられた「女性特有のがん検診無料クーポン事業」は、2年目にあたる本年度から国負担分が大幅に縮小され、地方財政に大きな負担がかかっています。2011年度までにがん受診率50%を国が指標しながら、これではがん対策の後退と言わざるを得ません。

よって、国におかれましては、子宮頸がんが「予防可能な唯一のがん」との観点から、その予防及び早期発見の施策を強力に進めていかれますよう、下記の事項について要望いたします。

記

1. 国は、子宮頸がん予防ワクチンを無料で接種できるよう公費助成を行うこと。
2. 無料クーポン事業の継続、恒久化のための予算拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月10日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣

以上です。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第5号 子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって意見案第5号 子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める意見書については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第5号 子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める意見書について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって意見案第5号 子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎意見案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第10 全員発議により提出されました意見案第6号 消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。7番 具志堅朝秀議員。

(7番 具志堅朝秀議員 登壇)

○ 7番（具志堅朝秀） 意見案第6号 消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書 上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成22年6月10日

大宜味村議会議長 宮城功光 殿

提出者 具志堅朝秀 大城佐一 新城一智 金城 勇 平良英勝 東 武久 宮城 武 友寄景光

賛成者 平良嗣男

提案理由 最低保障年金制度の実現に向け、関係機関へ要請するため。

消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書

日本の高齢者は、戦中・戦後の混乱期を生き抜き、子どもを育て、がむしゃらに働いて日本経済の復興を支えてきました。特に沖縄県においては、日本国内で唯一地上戦を強いられ、更には戦後27年もの間、異民族の支配下で、筆舌に尽くし難い艱難辛苦を味わってきました。今、その多くが生きる不安にさらされています。

公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止、定率減税の廃止等々相次ぐ税制改悪で、所得税・住民税の大増税に苦しめられ、これに伴う国保・介護保険料の増大と2008年4月から施行された「後期高齢者医療制度」等医療・介護改悪などの追い討ちに苦しんでいます。更に、重大な「消えた年金」問題は、国が積極的に国民の生活を守ってこなかったことが根本問題です。社会保険庁が日本年金機構に移行しても、国は責任を持ち、一人も残さず一日も早く解決すべきです。

日本の年金制度は、保険料を納められない人には年金を支給しない仕組みで、無年金者・低年金者を生み出しています。今、全ての人に老後の生活を保障する最低保障年金制度の実現が、緊急の課題として求められています。とりわけ沖縄においては、アメリカの占領支配下で生まれた「本土との格差」問

題を抱えています。国民年金、厚生年金保険で「沖縄復帰特例」が実施され、追納が可能でした。しかし、この時期に追納出来なかった県民が、15万人にのぼります。この人たちは現在、無年金者、低額年金者です。沖縄の65歳以上の無年金者は、約3万人で65歳人口の13%を占めます。全国平均の3倍近いものです。国民年金保険料の実納付率は、全国最下位の22.2%。5人に1人しか納付していません。免除率は、全国第1位の47.9%。無年金者、低額年金者が今後も増え続けます。

指定都市市長会は、2005年7月に「無拠出で、一定年齢で支給する最低年金」の創設を提案しました。また、全国市長会も2006年11月に最低保障年金制度を含めた年金制度の検討を国に要望しました。国連も日本に「最低年金」が無いことを指摘し、その改善を勧告しています。軍事費や無駄な公共事業費を減らし、大企業や大金持ちへの優遇税制を改めて財源をつくり、消費税によらない最低保障年金制度を創設するよう強く求めます。

以上の趣旨から、下記事項の実現を要望いたします。

記

1. 消費税によらない最低保障年金制度を一日も早くつくること。
2. 無年金・低年金者に緊急措置をとるとともに、生活実態に合わせて年金を引き上げ、また天引きをやめること。
3. 「消えた年金」は、国の責任で完全に解決し、早急に支払うこと。
4. 年金受給資格期間25年を10年に短縮すること。
5. 年金課税を元に戻すとともに、大企業・高額所得者に応分の負担を求め、庶民増税・消費税増税をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月10日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣

以上、よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第6号 消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって意見案第6号 消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第6号 消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって意見案第6号 消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎意見案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第11 全員発議により提出されました意見案第7号 東村高江地区ヘリパット建設に反対し、北部訓練場の無条件返還を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。4番 東 武久議員。

(4番 東 武久議員 登壇)

○ 4番(東 武久) 意見案第7号 東村高江地区ヘリパット建設に反対し、北部訓練場の無条件返還を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成22年6月10日

大宜味村議会議長 宮城功光 殿

提出者 東 武久 金城 勇 宮城 武 具志堅朝秀 平良英勝 大城佐一 新城一智 友寄景光

賛成者 平良嗣男

提案理由 東村高江地区ヘリパット建設に反対し、北部訓練場の無条件返還を求めることについて関係機関へ要請するため。

東村高江地区ヘリパット建設に反対し、北部訓練場の無条件返還を求める意見書

日米両政府は、1996年(平成8年)12月2日、日米安全保障協議会で、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告を承認した。北部訓練場の返還はこのSACO最終報告に盛り込まれた。

その中身は、これまでほとんど使用されていなかった、北側半分を返還する代わりに、①宇嘉川河口の海からの進入路の新たな確保、②ヘリコプター着陸帯(ヘリパット)を南側へ移設するという2つの条件の下で北部訓練場の過半(約3,987ヘクタール)を返還し、特定の貯水池についての米軍の共同使用を解除するというものであった。つまり北部訓練場の南側部分の機能を、より一層強化することが本来の目的であり、SACO最終報告から14年を経てなお返還が実現していない現状は、普天間飛行場代替基地問題同様、沖縄県民、地域住民の合意を得られない証である。その北部訓練場は、1998年(平成10年)には「ジャングル戦闘訓練センター」と名称を変え、世界で唯一のジャングル戦のための戦闘訓練施設として、海兵隊のサバイバル訓練や、ヘリコプターでの移動宙吊り訓練、模擬弾を使用する射撃訓練など、戦場さながらの訓練が行われている。しかも新たに建設される予定の6ヶ所のヘリパットは、高江集落を取り囲むように計画され、最も近い民家から400mしか離れていない所もある。すでに、南側には、15ヶ所のヘリパットがあり、昼夜問わず上空をヘリが飛び交っている状態である。そのヘリも従来の老朽化したCH46型に替わるMV22オスプレイ機が配備されることは、米軍計画で明白のことである。直接の所管である防衛省沖縄防衛局は、問答無用の態度で、説明を求め工事の強行に抗議する

住民を「通行妨害」提訴まで行っており、本末転倒の住民軽視の暴挙である。

本村は、この東村高江区と隣接しているばかりでなく、県民の水がめとしての貴重な水源地やヤンバルクイナ、ノグチゲラなど動植物の宝庫を共有している。その中での基地建設は、爆音と墜落の危険性が今以上に高まることに大きな懸念がある。また、本村は、この訓練場と伊江島補助飛行場、普天間飛行場、金武町ブルービーチ訓練場などと結ぶ飛行ルート上にあり、近年、特に集落地域での低空飛行が増加し、村民からも大きな不安と、抗議が寄せられている。

よって、本議会は、東村高江地区の米軍ヘリパット建設に反対し、計画撤回を求めるとともに、北部訓練場の無条件返還を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月10日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄防衛局長

以上、議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第7号 東村高江地区ヘリパット建設に反対し、北部訓練場の無条件返還を求める意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって意見案第7号 東村高江地区ヘリパット建設に反対し、北部訓練場の無条件返還を求める意見書については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第7号 東村高江地区ヘリパット建設に反対し、北部訓練場の無条件返還を求める意見書について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって意見案第7号 東村高江地区ヘリパット建設に反対し、北部訓練場の無条件返還を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎決議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第12 全員発議により提出されました決議案第2号 県産品及び村産品の優先使用に関する決議を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。6番 宮城 武議員。

(6番 宮城 武議員 登壇)

○ 6番(宮城 武) 決議案第2号 県産品及び村産品の優先使用に関する決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成22年6月10日

大宜味村議会議長 宮城功光 殿

提出者 宮城 武 金城 勇 具志堅朝秀 大城佐一 新城一智 平良英勝 東 武久 友寄景光

賛成者 平良嗣男

提案理由 県産品及び村産品奨励運動を推進するため。

県産品及び村産品の優先使用に関する決議

県産品奨励運動は、県産品の需要拡大を図ることによって、県内企業の育成強化と雇用拡大を促進し、もって県経済の活性化を推進することを目的として業界、行政及び消費者団体などで進めている事業である。

また、全国平均の2倍近い本県の失業率を改善するため、2007年から行政や企業、教育機関など県民一体となって取り組む「みんなでグッジョブ運動」がスタートし、各種施策が展開されておりますが、その中でも「県産品愛用運動」は重要な事業として位置づけられている。

社団法人沖縄県工業連合会が実施した県産品(製造業)の自給率向上がもたらす経済効果の調査によれば、自給率が6%伸びた場合の経済効果は、最大で生産誘発額803億円、雇用者誘発数で11,851人という試算結果になっている。

このことから、本県の自立型経済を確立するためには、県産品奨励運動を進めて、域内の経済循環を高め、地域活性化に直接つながる地場産業の振興を図ることが最も有効な手段といえる。

また、県内で発生する廃棄物は、本島が島嶼地域であるために、深刻な環境問題を引き起こしており、この問題の解決を一步でも進めるためにも、県内で製造されたリサイクル製品の優先使用についても極めて重要である。

よって、大宜味村議会は、地産地消を推進し、村内で使用する物品等については、地元産品の優先活用を図るとともに、県産品及び県産品リサイクル製品を優先して使用するようここに決議する。

平成22年6月10日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

以上、御審議のほどお願いいたします。

○ 議長(宮城功光) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第2号 県産品及び村産品の優先使用に関する決議については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって決議案第2号 県産品及び村産品の優先使用に関する決議については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第2号 県産品及び村産品の優先使用に関する決議について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって決議案第2号 県産品及び村産品の優先使用に関する決議については、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○ 議長(宮城功光) 日程第13 議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議 員 派 遣 の 件

平成22年6月10日

本議会は、地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1. 件名：北部市町村議会議員研修会

(1) 目 的 北部市町村議会議員の資質向上に資するため

(2) 派遣場所 金武町

(3) 期 間 平成22年7月1日(木)

(4) 派遣議員 全議員

○ 議長(宮城功光) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長（宮城功光） これで本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。
平成22年第5回大宜味村議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

(午前10時45分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員